



西 監第 16113001 号

平成 28 年 11 月 30 日

西和賀町長 細井 洋行 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

例月現金出納検査の結果について(平成 28 年 10 月分の報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び西和賀町監査委員条例第 6 条の規定により、平成 28 年 10 月分の例月出納検査を行ったのでその結果を別紙のとおり報告します。



西 監第 16113001 号

平成 28 年 11 月 30 日

西和賀町議会議長 深澤 重勝 様

西和賀町監査委員 高橋 政芳

西和賀町監査委員 児玉 正彦

例月現金出納検査の結果について(平成 28 年 10 月分の報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び西和賀町監査委員条例第 6 条の規定により、平成 28 年 10 月分の例月出納検査を行ったのでその結果を別紙のとおり報告します。

別紙

平成 28 年 10 月分例月現金出納検査結果報告

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項及び西和賀町監査委員条例第 6 条の規定による標記の検査の結果は、次のとおりである。

1. 検査の対象

西和賀町一般会計、西和賀町特別会計及び病院事業会計（平成 28 年 10 月分）

2. 検査の時期

平成 28 年 11 月 21 日（月）

No.	時 間	対象とした会計	監査会場
(1)	午前 9 時 30 分から 午前 10 時 40 分まで	一般会計及び特別会計 (病院事業会計を除く)	湯田庁舎
(2)	午前 11 時 10 分から 午前 11 時 55 分まで	病院事業会計	西和賀さわうち病院

3. 検査の場所

(1) 湯田庁舎 庁議室 (2) 西和賀さわうち病院 カンファレンス室

4. 検査した監査委員

高橋 政芳、児玉 正彦

5. 検査に立ち会った職員

(1) 一般会計及び特別会計（病院事業会計を除く）

参事兼会計管理者 佐藤幸弘

会計課 主任 内記 杏

監査委員事務局 主任 加藤信彦

(2) 病院事業会計

さわうち病院事務室 主 任 高橋祐征

監査委員事務局 主 任 加藤信彦

6. 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の高残証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

7. 検査の結果

(1) 収支の計数について

検査対象月末日における歳入歳出の状況は別添資料のとおりで、現金、預金等の金額並びに会計管理者から提出された収支計算書とその他の資料に記載されたこれらの金額は証書類と符合し、計数等に誤りは認められなかった。

(2) 指摘事項

【一般会計及び特別会計（病院事業会計を除く）】

特になし

【病院事業会計】

特になし

7. そのほか

- ① 西和賀さわうち病院事業の業務状況説明書類を作成したのちに、病院の経営状況報告として、定例会などを通じ町議会に報告をするかどうか、検討をしてほしい。

【監査委員事務局復命事項】

平成 28 年 11 月 21 日（月）記

【 1 】西和賀さわうち病院の支出の手続きにかかる経過《続報》

《要旨》

平成 28 年 7 月頃に高橋政芳代表監査委員から疑義が発せられた西和賀さわうち病院支出方法について、疑義発生時、西和賀さわうち病院の支出方法は、町立西和賀さわうち病院事業の財務に関する特例を定める規則（以下「規則」という。）第 31 条及び地方公営企業法施行令第 21 条の 12 に定められている支出の方法『小切手の振出による支出』を行っていないかったもの。

平成 28 年 9 月 26 日（月）に行った病院事業会計例月出納検査において、再び高橋政芳、児玉正彦両監査委員から対応状況を問われ、町当局を交え協議するとの回答を得ていた。例月出納検査後、高橋光世病院事務長、高橋一夫副町長と佐藤幸弘参事兼会計管理者で協議を行い、監査委員からの意見のとおり『規則にのっとりた会計を行わなければならない。ゆえに、病院の支出方法は小切手による振出が妥当』との結論に至った。その後、平成 28 年 11 月から小切手による振出を行うこととし、当座預金開設に向け準備に入った。

平成 28 年 10 月 24 日（月）に行われた例月出納検査で、その後の経過を西和賀さわうち病院に確認したところ、出納取扱金融機関である北上信用金庫と具体的な交渉に入ったことが 10 月中旬だった。交渉で、病院側は役場指定金融機関と同等の契約内容で取引したいと申し出したが、信用金庫側では、平成 22 年に北上信用金庫と締結した出納取扱金融機関の契約内容で、役場指定金融機関と同等の内容とするには、金融機関内部でも稟議案件となるとの話があったとのこと。そういった経緯から開設に時間を要しており、小切手による振出の開始時期も平成 28 年 12 月からとの回答があった。

《経過》

平成 28 年 11 月 21 日（月）に行われた病院事業会計の例月出納検査において、高橋祐征主任から、先に回答したとおり、平成 28 年 12 月 1 日から小切手による支出方法を行う旨報告があった。

出納取扱金融機関である北上信用金庫との交渉・契約は完了し、11 月下旬から行うこ

ともできるが、月の中途から行う場合、病院事務業務に支障を来す可能性が推測されることから、平成 28 年 12 月 1 日の取引開始としたとのこと。

この報告から、高橋政芳、児玉正彦両監査委員は納得し、本案件は改善されたと判断した。

【２】西和賀さわうち病院の業務状況説明書類提出の要望

《要旨》

平成 28 年 10 月 24 日（月）に行われた例月出納検査の際に、高橋政芳代表監査委員から、町立西和賀さわうち病院事業の設置等に関する条例第 9 条に定める業務状況説明書類を作成しているか否かの照会があった。病院側からは作成していない旨の回答があった。

高橋政芳、児玉正彦両監査委員からは、町立西和賀さわうち病院事業の設置等に関する条例第 9 条に定めていることから、条例に定める期日までに西和賀さわうち病院にかかる業務状況説明書類の作成を求めた。

《経過及び結果》

平成 28 年 11 月 21 日（月）に行われた病院事業会計の例月出納検査において、高橋祐征主任から業務状況報告書の提出があった。このことから、業務状況報告書類の作成は改善されたと判断した。

ただ、高橋政芳、児玉正彦両監査委員からは、本報告を定例会や全員協議会などで議員に周知を行うことで、現在の病院状況を町民に理解してもらうことに繋がるのではないか、については定例会や全員協議会等で事務長から報告した方が良いのではとの提案がだされた。

両監査委員からは、上半期下半期毎の西和賀さわうち病院経営状況は町民も深く関心をもっていることであり、報告書を議員に見てもらい、現状を理解してもらうことが情報開示の意味合いにつながるのではとの提案があった。

なお、病院側では西和賀町公式ホームページにおいて、報告を提示することを検討し要るとの回答があった。